

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年7月5日(金)午後3時から午後4時25分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

2番 及川正義 委員	3番 金杉勝城 委員
4番 布施陽子 委員	5番 高品文敬 委員
6番 椎名寛 委員	7番 布施行雄 委員
8番 小林須美子 委員	9番 太田憲一 委員
10番 大木武一 委員	11番 鈴木茂 委員
12番 佐藤正剛 委員	13番 石田利之 委員
14番 安藤幸春 委員	15番 穴澤久男 委員
16番 伊藤栄治 委員	17番 渡邊弘仁 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (9名)

19番 秋山菊次 委員	20番 布施利雄 委員
21番 加瀬安男 委員	22番 並木昭男 委員
23番 並木昭男 委員	24番 山崎幸治 委員
25番 塚本繁雄 委員	26番 木原正勝 委員
27番 江波戸和男 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

1番 林喜太郎 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番 伊藤輝夫 委員 29番 石橋誠 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和元年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和元年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

議案第6号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 4名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和元年7月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日、出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、9番太田憲一委員、10番大木武一委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和元年度第3次農用地利用集積
計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る7
月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、
農地銀行会長より報告をお願いいたします。

14番 本件につきましては、去る7月3日、午後1時30分より、市民ふれあ
いセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。
内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基
づく農用地利用集積計画を定めるため、令和元年6月25日に匝瑳市から
諮問のありました別冊の令和元年度第3次農用地利用集積計画(案)を審議

いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われ
ます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上
げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願
いします。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。
なお、本案には議長が関係する事案が含まれておりますので、議事進行
を会長職務代理と交代いたします。暫時、休憩します。

議長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第1号「令和元年度第3次農用
地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本案には、伊
藤栄治会長が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関す
る法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開
始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただ
きます。

最初に、所有権移転関係の番号1番と2番について、審議・採決いたし
ます。伊藤栄治会長は退席をお願いします。

(伊藤栄治会長 退席)

議長代理 伊藤栄治会長が退席しましたので、所有権移転関係の番号1番と2番に
ついて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の所有権移転関係の番号1番と2番について、別冊議案書を
御覧ください。

事務局 【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の
番号1番と2番の内容を説明】

議長代理 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長代理 議案第1号「令和元年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の所
有権移転関係の番号1番と2番について、質疑を打ち切ることに御異議ご
ざいませぬか。

(「異議なし。」の声あり)

議長代理 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第3次農用地利用集積

計画(案)について」の所有権移転関係の番号1番と2番について、採決に入ります。

議案第1号の所有権移転関係の番号1番と2番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長代理 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。
これをもちまして、議長代理の職務は終了いたしました。
皆様の御協力に感謝を申し上げ、ここで議長と交代いたします。暫時休憩いたします。

(伊藤栄治会長 着席)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。「令和元年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。所有権移転関係の番号1番と2番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号1番と2番を除き内容を説明】

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和元年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の所有権移転関係の番号1番と2番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の所有権移転関係の番号1番と2番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、所有権移転関係の番号1番と2番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和元年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る7月3日午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和元年6月21日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和元年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和元年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求

めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月3日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長より報告をお願いいたします。

【農地農政委員長からの報告】

13番 農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る7月3日午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地農政委員会を開催いたしました。

内容につきましては、令和元年6月14日に匝瑳市から照会のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画変更は適当と思われま

す。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より説明申し上げます。

本総会において承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地農政委員長の報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第3号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号の番号1番及び5番並びに7番から9番までは、利用権設定に関する件であります。番号2番から4番まで及び6番、10番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第4号、番号1番から10番までを議案書を基に朗読】

番号1番から10番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

7番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

17番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

13番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

5番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

15番 番号7番から9番までの譲受人は同一です。譲受人は農地を賃借し、新
たに農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみ
ても問題ないと思われ
ます。

番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ
いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申
請について」、採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求
めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第5号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として田19㎡を譲り受け、申請地と
隣接する雑種地等297.17㎡と合わせた316.17㎡に計画するも
のです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑2筆計265㎡を借り受け計
画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、39台分の貸駐車場用地として、畑1,226㎡を
借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。
なお、本件には始末書が添付されています。

番号4番について、15台分の貸駐車場用地として、畑494㎡を譲り
受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いしま
す。

6 番 番号1番について、譲受人は子2人と市内の集合住宅で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

2 番 番号2番について、譲受人は市外の実家で生活しておりますが、将来の生活を考え、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号3番と4番の譲受人は同一です。譲受人は申請地の隣地で製造業を営んでおりますが、業務用及び従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を貸駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

- 事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番について、畑2筆を売買したいとのことです。
- 議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)
- 議長 御異議なしと認め議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)
- 議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に9番太田憲一委員、25番塚本繁雄委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)
- 議長 御異議ないものと認め、議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。
あっせん申出番号1番のあっせん委員に9番太田憲一委員、25番塚本繁雄委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。
- 議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。
- 事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。
- 議長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)
- 議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	令和元年度第3次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号	令和元年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について	(別冊)
議案第3号	農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について	(別冊)
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第6号	農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、令和元年7月5日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。